

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第259号中「検査（」の次に「牛海綿状脳症の検査を除き、」を加え、
同号クを削り、同号の次に次の1号を加える。

（259）の2 家畜伝染病予防法第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の
規定に基づく家畜の検査（牛海綿状脳症の検査に限り、同法第5条第1項の規定に基
づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）

牛海綿状脳症検査手数料 1頭につき 4,500円

第2条第1項第261号中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。

第3条の表第2条第1項第644号の3、第646号、第650号の3及び第657号
の手数料の項の次に次のように加える。

第2条第1項第259号の手数料（家畜 伝染病予防法第5条第1項の規定に基 づく家畜の検査（ヨ－ネ病の検査に限る。） に限る。）	家畜の検査を受け ようとする者	納付すべき手数料 の額を通知した日 から15日以内
--	--------------------	---------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第261号の改
正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条
第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第241号から第243号までを次のように改める。

241 牛海綿状脳症検査手数料

242 及び 243 削除

別表第1手数料の項第575号及び第575号の2を次のように改める。

575 及び 575号の2 削除

(提案理由)

家畜検査手数料等の徴収方法の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。